

令和6年度  
多様な宿泊施設整備支援事業補助金  
(旅の目的となる上質な宿泊施設)

## 募集要領

〈お問い合わせ先〉

福井県 交流文化部 観光誘客課 周遊観光グループ

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10

TEL : 0776-20-0291 FAX : 0776-20-0381

E-mail : kankou@pref.fukui.lg.jp

令和6年4月  
福井県交流文化部

## 1 補助金の目的

本事業は、北陸新幹線県内開業や中部縦貫自動車道県内全線開通に伴い多様化する観光客のニーズに対応するため、県内宿泊事業者の大規模な施設整備を支援することにより、上質で高級感があり、旅の目的となる宿泊施設を増加させ、上質な宿への滞在を求める観光客に対応できる受入環境を整備することを目的とします。

## 2 事業内容等

### (1) 補助対象事業

上質な宿泊施設への改修、整備事業であり、次の各号のすべてに該当するものとします。

- (1) 県が選定した専門家からの意見を反映させて事業を実施すること（※1）
- (2) 上質な宿での滞在を求める観光客に選ばれる宿泊施設を整備する事業計画であること
  - ・事業後はすべての客室が平均客室単価2万円以上となること
  - ・特別室やコンセプトルーム等、特別感のある客室を設置すること
- (3) 事業計画の策定にあたっては、金融機関等に確認を取ること
- (4) 総事業費が20,000千円を超える事業であること
- (5) 改修については、施設全体を改修対象とする事業であること（※2）
- (6) 改修を実施する事業者においては、本事業により平均客室単価の向上が図られること
- (7) 観光庁「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」の“高付加価値経営旅館等”もしくは“準高付加価値経営旅館等”への登録申請をしている、または今後申請予定であること
- (8) 以下の①～④のすべてについて対応可能である、または今後対応予定であること
  - ① キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード決済等）
  - ② Wi-Fi環境
  - ③ 外国語によるサービス内容の説明  
(外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等)
  - ④ インターネットを通じた予約受付
- (9) 整備事業完了日の属する月の年度から3年間、利用状況等を報告すること（※3）

※1 内定後、県が選定した専門家が実施体制に入ります。

※2 新築は補助対象ですが、1棟貸しの宿泊施設整備は補助対象外です。ただし、分散型ホテルのように5棟以上整備する場合に限り、補助対象とします。

※3 別途、県が指定する期限までに客室稼働率報告書（別紙8-2）を提出してください。また、(7)の登録制度において観光庁へ提出する経営状況報告書を県へもご提出ください。

### (2) 補助対象者

- ・県内で宿泊事業を行う民間事業者、または新たに宿泊事業を始めようとする民間事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を得た者、または得る予定の者）
- ・次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。
  - (1) 宗教活動または政治活動を行うことを目的に組織されている団体
  - (2) 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体
  - (3) 規約、会則等が整備されていない団体

### (3) 補助額について

補助メニュー	補助率	補助限度額
整備・改修経費	補助対象経費の1/2以内	60,000千円

備考

- ・補助対象経費は、別表のとおりです。
- ・国の補助金、助成金を活用する場合、補助対象経費から差し引いて計算してください。
- ・算出した補助金の額に1千円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とします。

### (4) 予算額

補助メニュー	予算額
整備・改修経費	120,000千円

備考

- ・予算の範囲内で補助金を交付します。

### (5) 事業の対象となる期間

交付決定日から令和7年3月31日(月)まで

※契約、発注、納入、検収、支払等のすべての事業手続きを事業対象期間に実施する必要があります。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、内定通知後に「交付決定前着手届出書(別紙13)」を提出してください。

## 3 受付期間

#### (1) エントリー申請受付期間

令和6年4月8日(月)～令和6年5月31日(金)17時(必着)

#### (2) 応募申込書類受付期間

令和6年4月8日(月)～令和6年6月28日(金)17時(必着)

※(1)の期間内にエントリーいただいた方のみご応募可能です。

#### (3) 質問受付期間(メールのみ)

令和6年4月8日(月)～令和6年6月21日(金)17時(必着)

※質問書(別紙11)により、メールにて提出してください。なお、電話、FAX、その他の方法での質問は一切受け付けません。質問に対する回答は、令和6年6月26日(水)17時までにメールで送信します。(随時受付、回答)

## 4 応募方法

メールにて提出

所定の様式(県のホームページからダウンロード)に必要な事項を記入し、提出書類を添えて、以下の提出先にメールにてご提出ください。なお、送信後はお電話にてメール受信確認のご連絡をお願いします。(※メールでの提出が難しい場合はご相談ください。)

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕をもってご提出ください。

【提出先】福井県 交流文化部 観光誘客課 周遊観光グループ (担当:澤田)

(E-mail) kankou@pref.fukui.lg.jp (TEL) 0776-20-0291

## 5 提出書類

### (1) エントリー申請書類

- (1) 企画提案概要書（エントリー申請用）
- (2) 団体、会社概要が分かる資料（任意様式）
- (3) 実施・運営体制図（整備事業の実施体制および整備後の運営体制（組織図））（任意様式）
- (4) 県税の納税状況の確認について（様式第8号）

### (2) 応募申込書類

- (1) 応募申込書
- (2) 団体、会社概要が分かる書類（任意様式）
- (3) 改修予定の施設の写真および平面図（平面図に整備箇所を分かりやすく記載すること）
- (4) 企画提案概要書（応募申込用）
- (5) 企画提案書（任意様式）

・ファイル形式は「.pptx」（Power Point ファイル）とすること。ただし、以下の⑩～⑫の項目については、県が指定する様式に入力した、Excel ファイルも提出すること。

・イラスト、写真、図等を使い、事業内容について分かりやすく記載すること

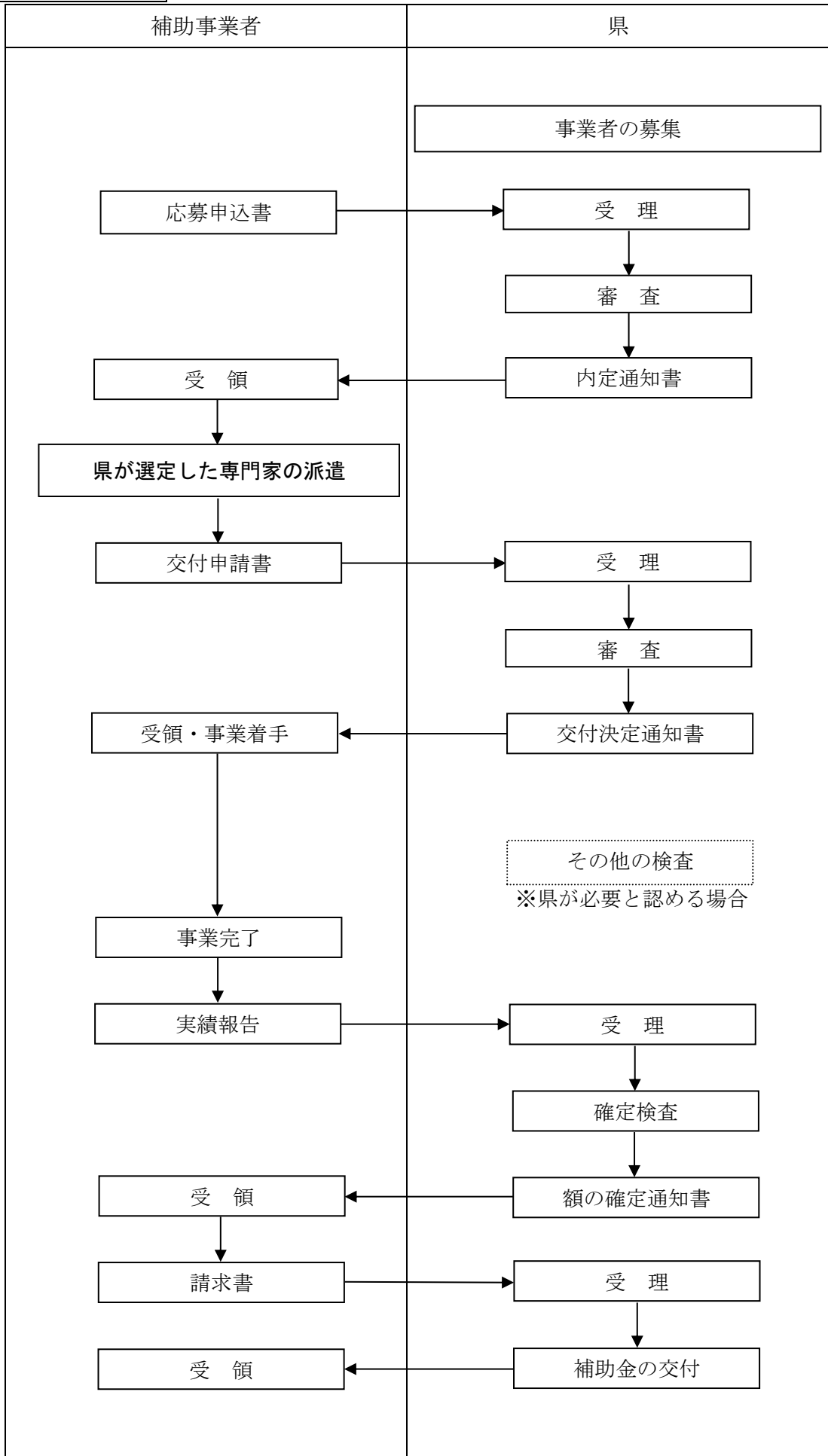
・①～⑩の様式は任意である。ただし、以下の項目の内容について記載すること

- ①会社概要
- ②現在の状況（ターゲットや利用者層、強みやサービスポイント）
- ③現在の課題
- ④事業のコンセプト
- ⑤ビジョン、目標
- ⑥事業内容（ハード・ソフトの両面について記載）
- ⑦整備前および整備後の平面図（新設の場合は、整備後の平面図のみ）
- ⑧本募集要領「2(1)補助対象事業」の要件(8)に記載の項目（①～⑧）への対応状況
- ⑨想定する客層、客単価、ターゲット
- ⑩実施・運営体制図（整備事業の実施体制および整備後の運営体制（組織図））
- ⑪事業スケジュール（別紙2-2）
- ⑫収支予算内訳書（別紙4-2）
- ⑬経営計画および資金計画（別紙5-1または5-2）

### (6) 金融機関による確認書（別紙12）

- (7) 観光庁「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」登録証の写し  
※申請中の場合は、申請書の写しをご提出ください。
- (8) 参考資料（必要に応じ、上記資料の補足資料を添付してください。）

6 補助金交付の流れ



## 7 審査

### (1) 受託事業者候補の選定方法

書類による一次審査、プレゼンテーションによる二次審査を実施し、審査会において総合的に審査した上で、事業を実施する補助事業者候補を選定します。

二次審査への参加は一次審査通過者のみとし、二次審査の実施日は令和6年7月上旬頃を予定しています。詳細は、一次審査通過者あて別途通知します。

※二次審査は、本募集要領「5(2)応募申込書類」でご提出いただいた企画提案書を用いてプレゼンテーションを行っていただきます。なお、プレゼン資料は、ご応募時点の内容から変更できませんのでご注意ください。

### (2) 審査事項概要

評価項目	審査基準
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>○本募集要領に記載の要件をすべて満たしているか</li><li>○目的、趣旨を理解した計画か<ul style="list-style-type: none"><li>・事業のコンセプトが明確であるか</li><li>・ターゲットを明確に設定しているか、またそのターゲットに合った計画か</li><li>・施設全体が上質で高級感のある宿泊施設となる計画か</li></ul></li><li>[ハード面]<ul style="list-style-type: none"><li>・客室（内装、間取り、トイレ、広さ、特別室やコンセプトルーム等）</li><li>・付帯設備（大浴場、レストラン、共用スペース、Wi-Fi等）</li></ul></li><li>[ソフト面]<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス、おもてなし、食事、体験、アメニティ等</li></ul></li></ul>
期待される事業効果	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域への経済波及効果が見込めるか</li></ul>
事業の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>○資金計画、収支計画は現実的であるか</li><li>○整備事業を遂行する能力があるか</li><li>○整備事業完了後の運営能力があると認められるか（事業の実施体制、運営体制（組織図）等）</li></ul>

### (3) 審査の結果通知

一次審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知します。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

### (4) その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案に関する経費は全額提出者負担とする。
- (3) 最終的な事業内容は県が選定した専門家の意見を反映させて決定すること。
- (4) その他、不明な点については、福井県交流文化部観光誘客課周遊観光グループに照会すること。(TEL：0776-20-0291)

## 8 交付申請

審査後、補助対象事業であると判断された事業を実施する応募団体に対して、内定の通知をします（8月上旬予定）。

内定の通知を受けた団体は、県が選定した専門家の意見を反映させた上で、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、別途指定する日までに提出してください。なお、県が選定した専門家の意見を反映させた結果、補助事業にかかる経費が変更となった場合は、予算の範囲内において変更後の金額に基づいて交付額を決定します。

## 9 交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適切であると認めるときは、補助金の交付決定額を確定し、当該補助事業者に指令（補助金通達様式第3号）により通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意ください。

なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。

## 10 補助金の支払

原則、精算払とします。事業完了報告書を受領後、検査の上、補助金額を確定し、支払います。

実績報告書提出時には、事業の詳細が分かる書類、見積書・発注書・契約書・納品書・領収書等支出の証拠を示す書類、写真、成果報告物等の添付が必要となります。

なお、知事が特に必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができます。ただし、本事業の予算は全額が債務負担行為であることから、令和6年度中に補助金の支払をすることはできません。（精算払・概算払に関わらず、補助金の支払は令和7年4月下旬以降となります。）

## 11 主な留意事項

以下の事項について、補助事業者の方に順守していただくこととなります。

- (1) 補助対象物件は、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数の期間を経過している場合は、この限りではありません。
- (2) 事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。
- (3) 補助事業の終了後、県に情報提供等ご協力をお願いすることがあります。
- (4) 応募内容について、担当から確認の連絡をさせていただく場合があります。
- (5) 事業実施にあたり、集客を図るための広報や交通アクセスの利便性を確保するための計画を策定してください。また、安全対策を十分に講じてください。

別表

補助対象経費

科目	補助対象経費
工事請負費	施設改修にかかる工事費
委託料	測量設計・監理等の業務委託料
固定資産購入費	既存施設・設備等の購入費
備品購入費	事業実施にあたり必要となる資機材購入経費
報償費	コンサルタント等への報酬
知事が特に必要があると認めるもの	

備考

- ・本事業では、改修等事業費として、県や日本政策金融公庫等からの融資を利用できることとします。ただし、県の他の補助事業の対象となる事業については補助対象外とします。
- ・備品購入費は、原則として観光客の利用に供するもののみを補助対象とします。
- ・改修等事業にかかる経費のうち、消費税、地方消費税に相当する額は補助対象外とします。